

宇部市中心市街地空き家リセット・活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の定住促進と地域の活性化を図るため、所有する空き家の解体後、同一敷地内に新たに住宅を建設する者に対し交付する宇部市中心市街地空き家リセット・活用事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 宇部市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月）で定められた区域をいう。
- (2) 空き家 昭和56年5月31日以前に建築され、概ね1年以上居住者のいない戸建て住宅をいう。

(補助対象の空き家)

第3条 補助金の交付対象（以下、「補助対象」という。）となる空き家は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 所在地が中心市街地内であること。
- (2) 一戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅も含む。）であること。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、空き家を解体する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空き家の登記事項証明書に所有権を有する者として登録されている者又は空き家を所有する者と認められる者
- (2) 補助対象空き家の敷地内に、新たに自己の居住の用に供するための一戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅も含む。）を建設する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は対象とならないものとする。

- (1) 補助対象空き家が複数人の共有である場合は、当該補助対象空き家の解体について所有者全員の同意を得ていない者
- (2) 補助対象空き家とその敷地の所有者が異なる場合は、当該補助対象空き家の解体及び新たな住宅の建設について、当該敷地の所有者全員の同意を得ていない者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 本市の他の類似の補助制度を利用した又は利用する予定にある者
- (5) 公共工事の施工に伴う移転補償費を受ける者
- (6) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に

規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者である者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家の解体に要する経費とする。ただし、解体は、市内業者を利用して施工するものとする。

(要件等)

第6条 補助金を交付することができる要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 解体完了後、交付申請年度の末日までに、同一敷地内に、新たに戸建て住宅（併用住宅を含む）を建設する契約を行うものとする。
- (2) 補助金の交付は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額（当該3分の1に相当する額が50万円を超えるときは、50万円とする。）とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家を解体する前に、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 解体工事の見積書の写し
- (4) 当該住宅の外観写真
- (5) 建物の登記事項証明書（全部事項）又は建物を所有することが認められる書類
- (6) 土地の登記事項証明書（全部事項）
- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) 市税の納税証明書（滞納が無いことを証する証明）（発行日が1か月以内のもの）
- (9) 申請者の住民票
- (10) 同意書（様式第4号）

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書及び事業計画書の提出があったときは、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第

- 5号)により申請者に通知するものとする。
- 2 申請者は前項に規定する通知を受ける前に空き家の解体を開始してはならない。
 - 3 市長は、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更又は中止の承認申請)

第10条 9条の規定による通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更(中止)承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第2号)
- (2) 変更後の解体工事の見積書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更又は中止の承認)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、変更(中止)承認通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付対象者は、解体完了後、30日以内又は交付申請年度の末日までのいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 解体工事請負契約書の写し
- (3) 解体工事領収書の写し
- (4) 新たに建設する住宅の契約書の写し
- (5) 当該住宅の解体後の状況を撮影した写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了検査)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該書面をもって補助対象事業の検査を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、交付対象者、施工業者、その他の関係者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の検査の結果、実施された補助対象事業の内容が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、交付確定通知書(様式第9号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定により通知を受けた交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、速やかに交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消することができる。

- (1) この要綱の規定のほか、当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
 - (3) 法令に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 市長は前項の規定により交付決定を取消したときは、交付決定取消通知書(様式第11号)により交付対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し、返還命令書(様式第12号)により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた交付対象者は指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。